

草津白根山噴火警戒レベル引き上げに伴った 志賀草津高原ルート一部区間通行止めについて

平成30年4月22日午前7時、気象庁は、火山性地震が増加した為、

湯釜のある草津白根山の噴火警戒レベルを1から2に引き上げ、

それを受けた草津町は、火口より半径1kmの範囲で立ち入り規制を発令致しました。

(1月23日に噴火した本白根山とは別の山です)

この事により、20日に再開通した志賀草津高原ルート(国道292号線)については、

白根火山ロープウェイ山麓駅付近の殺生ゲートから、

万座3差路ゲートの区間で、当面の間、通行止めとなっております。

ご利用の皆様にはご迷惑をおかけ致しますが、安全を第一に考えた

判断でございますので、ご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

尚、草津温泉街につきましては、当該の草津白根山より直線距離で

約6km以上離れており、全く影響がございません。

草津温泉にお越しの際には、安心して「草津温泉」をお楽しみくださいませ。

また、正確な情報発信を心がけ、情報が入り次第、お知らせ致します。

平成30年4月22日

草津温泉観光協会/草津温泉旅館協同組合/草津町商工会/草津町飲食店組合